

衛 乳 第 3 5 号  
平成 2 年 5 月 24 日

(最終改正: 平成 29 年 3 月 31 日生食発 0331 第 13 号)

各 都道府県知事  
政 令 市 長 殿

厚生省生活衛生局長

### 対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定について

我が国から米国への食肉の輸出については、昭和 38 年 9 月 21 日付け環発第 401 号「対米輸出肉を取り扱うと畜場および食肉処理場の選定について」に基づき取り扱われてきたところ、長年輸出の実績もなく、この間米国においても「米国連邦食肉検査法」が改正されたことにかんがみ、この度、米国農務省と協議の上、別紙「対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱」を策定したので、今後はこれに基づき関係者に指導方お願いする。

なお、昭和 38 年 9 月 21 日付け環発第 401 号及び昭和 39 年 3 月 7 日付け環発第 128 号は廃止する。